

## 船橋市地域保健臨床研修実施要綱

### (要綱の目的)

第1条 この要綱は、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）のうち地域保健・医療の分野の研修として、船橋市（以下「市」という。）の設置する保健所が実施する地域保健臨床研修（以下「研修」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (研修の目的及び内容)

第2条 研修は、臨床研修を受けている医師（以下「研修医」という。）が保健所の役割（地域保健・健康増進への理解を含む。）について理解し、実践することにより、地域保健・医療を必要とする患者とその家族に対して、全人的に対応できるようになることを目的とする。

2 研修の内容については、別に定める。

### (研修の対象者)

第3条 研修の対象者は、臨床研修病院又は大学病院（以下「臨床研修病院等」という。）において、保健所を臨床研修協力施設とする、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号。以下「省令」という。）第4条第1項第13号に規定する研修プログラム（以下「研修プログラム」という。）による臨床研修を受けている研修医とする。

### (臨床研修協力施設に関する手続)

第4条 省令第4条又は第5条の申請及び省令第9条の届出を行おうとする病院等の開設者は、研修プログラムの新設又は変更により、保健所を臨床研修協力施設としようとするときは、第1号様式により事前に市長に協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議に対する承諾の可否を決定し、その結果を第2号様式により臨床研修病院等の開設者に回答するものとする。

### (協定書の締結)

第5条 市長及び保健所を臨床研修協力施設とする臨床研修病院等の開設者は、研修医の身分の取扱等に関し、この要綱に従い協定書（第3号様式）を2通作成し、各々1通を保有するものとする。

(臨床研修協力施設に係る変更事項)

第6条 市長は、省令第8条第1項第9号に規定する事項に変更があったときは、その事実が生じた後2週間以内に第4号様式により関係する臨床研修病院等の開設者に通知するものとする。

(研修医の受入手続)

第7条 臨床研修病院等の開設者は、保健所に研修医の受入を希望するときは、受入れを希望する日から1ヶ月前までに、市長に研修医受入申込書(第5号様式)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに受入の可否を決定し、その結果を研修医受入承諾書(第6号様式)により通知するものとする。

(研修実施責任者及び臨床研修指導医)

第8条 保健所長は、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。)における研修実施責任者及び臨床研修指導医として、研修の円滑かつ適切な実施を図り、研修の実施を管理するとともに、研修医に対する指導を行なうものとする。

2 保健所長の指名する職員(以下「指導職員」という。)は、その所掌事務に関し研修医に対する指導を行うものとする。

(研修期間)

第9条 研修の期間は、原則として1月以内とする。

(研修時間)

第10条 研修時間は、原則として月曜日から金曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く。)の午前8時45分から午後5時15分までとする。ただし、特に必要と認める場合には、保健所長が別に定めることができる。

(報酬等)

第11条 市は、研修医に対して報酬、賃金、居住地から研修場所までの交通費、食費、その他研修に伴ういかなる経済的な負担も負わない。

(身分及び服務)

第12条 研修医(市立医療センターの研修医を除く。)には、市職員の身分を与えない。

- 2 研修医は、研修時間中は専ら所定の研修に従事し、研修の目的の達成に努めなければならない。
- 3 研修医は、研修時間中、市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、保健所長及び指導職員の指導又は指示に従わなければならない。
- 4 研修医は、研修により知り得た情報（公開されるものを除く。）を漏らしてはならない。研修終了後においても同様とする。
- 5 研修医は、研修の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に市長の承認を得なければならない。
- 6 研修医は、病気等により予定されていた研修を受けることができない場合には、あらかじめ保健所長にその旨を連絡しなければならない。

#### （研修の中止）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、臨床研修病院等の開設者と協議のうえ、研修を中止することができる。

- (1) 研修医が第12条第2項から第6項までに定める服務義務に反する行為を行ったとき
- (2) 研修を継続することにより業務に支障が生じたとき、又はそのおそれがあるとき
- (3) 研修の目的を達成することが困難であると認められるとき

#### （研修結果の通知）

第14条 市長は、研修医が所定の研修を終了したときは、その結果を終了後1ヶ月以内に第7号様式により、臨床研修病院等の開設者に通知するものとする。

#### （事故責任等）

第15条 臨床研修病院等の開設者及び研修医は、医療行為を研修の内容とする場合は、研修中の医療事故等に備え、医師賠償責任保険に加入し、研修中の事故に関して、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 臨床研修病院等の開設者及び研修医は、研修医が故意又は過失をもって第12条第2項から第5項までの規定に反する行為により市又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

#### （その他）

第16条 この要綱に定めるほか、研修に関して必要な事項は、別途定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日現在において、保健所を臨床研修協力施設とする研修プログラムで厚生労働大臣に届出済のものについては、第4条第2項の承諾を得たものとみなす。